

原 発 本 第 36 号  
令 和 2 年 4 月 20 日

原子力規制委員会 殿

経 済 産 業 大 臣  
梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九 州 電 力 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 池 辺 和 弘  
社 長 執 行 役 員

工事計画認可申請書の一部補正について

令和元年11月15日付け原発本第140号をもって申請しました工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

別紙

玄海原子力発電所第4号機

工事計画認可申請書の一部補正

九州電力株式会社

## 目 次

1. 補正項目
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

## 1. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
2. 工事工程表	「3. 補正前後比較表」による。
3. 変更を必要とする理由を記載した書類	「3. 補正前後比較表」による。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類	「3. 補正前後比較表」による。

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

令和元年 11 月 15 日付け原発本第 140 号にて申請した工事計画認可申請書について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請を一部補正することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類」に必要な事項を追加する。あわせて、記載の適正化を実施する。

### 3. 補正前後比較表

玄海原子力発電所第4号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表  
【2. 工事工程表】

補正前											補正後								備考
2. 工事工程表											2. 工事工程表								
第1表 工事工程表											第1表 工事工程表								
項目	令和2年				令和3年						項目	令和4年							
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	
計測制御系統設備						■ ※		□ ※								■ ※	□ ※		
一：現地工事期間 ■：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 □：工事の計画に係る全ての工事が完了した時 ※検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。											一：現地工事期間 ■：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 □：工事の計画に係る全ての工事が完了した時 ※ 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。								記載の適正化
- 8 -											- 8 -								



玄海原子力発電所第4号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【3. 変更を必要とする理由を記載した書類】

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>3. 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>玄海原子力発電所第4号機においては、設備の保守性向上の観点から、原子炉安全保護計装盤の更新を行うこととしており、これに合わせて安全保護系の論理演算機能に、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用する。</p> <p style="text-align: center;">- 9 -</p>	<p>3. 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>玄海原子力発電所第4号機においては、設備の保守性向上の観点から、原子炉安全保護計装盤及び原子炉安全保護ロジック盤の更新を行うこととしており、これに合わせて安全保護系の論理演算機能に、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用する。また、本更新に伴い、原子炉安全保護ロジック盤を原子炉安全保護計装盤に統合する。</p> <p style="text-align: center;">- 9 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

玄海原子力発電所第4号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類】

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>玄海原子力発電所第4号機                      工事計画認可申請書番号                      原発本第138号（令和元年11月15日）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 200px; margin: 10px auto;"></div>	<p>4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>玄海原子力発電所第4号機                      設計及び工事計画認可申請書番号                      原発本第138号（令和元年11月15日）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号                              原発本第29号（令和2年4月20日）</p> </div>	<p>記載の適正化</p>

#### 4. 補正内容を反映した書類

## 2. 工事工程表

第1表 工事工程表

項目	年月	令和4年						
		1	2	3	4	5	6	7
計測制御系統設備							■ ※	□ ※

— : 現地工事期間

■ : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

□ : 工事の計画に係る全ての工事が完了した時

※ 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

### 3. 変更を必要とする理由を記載した書類

玄海原子力発電所第4号機においては、設備の保守性向上の観点から、原子炉安全保護計装盤及び原子炉安全保護ロジック盤の更新を行うこととしており、これに合わせて安全保護系の論理演算機能に、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用する。また、本更新に伴い、原子炉安全保護ロジック盤を原子炉安全保護計装盤に統合する。

4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

玄海原子力発電所第 4 号機

設計及び工事計画認可申請書番号

原発本第 138 号（令和元年 11 月 15 日）

以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

原発本第 29 号（令和 2 年 4 月 20 日）